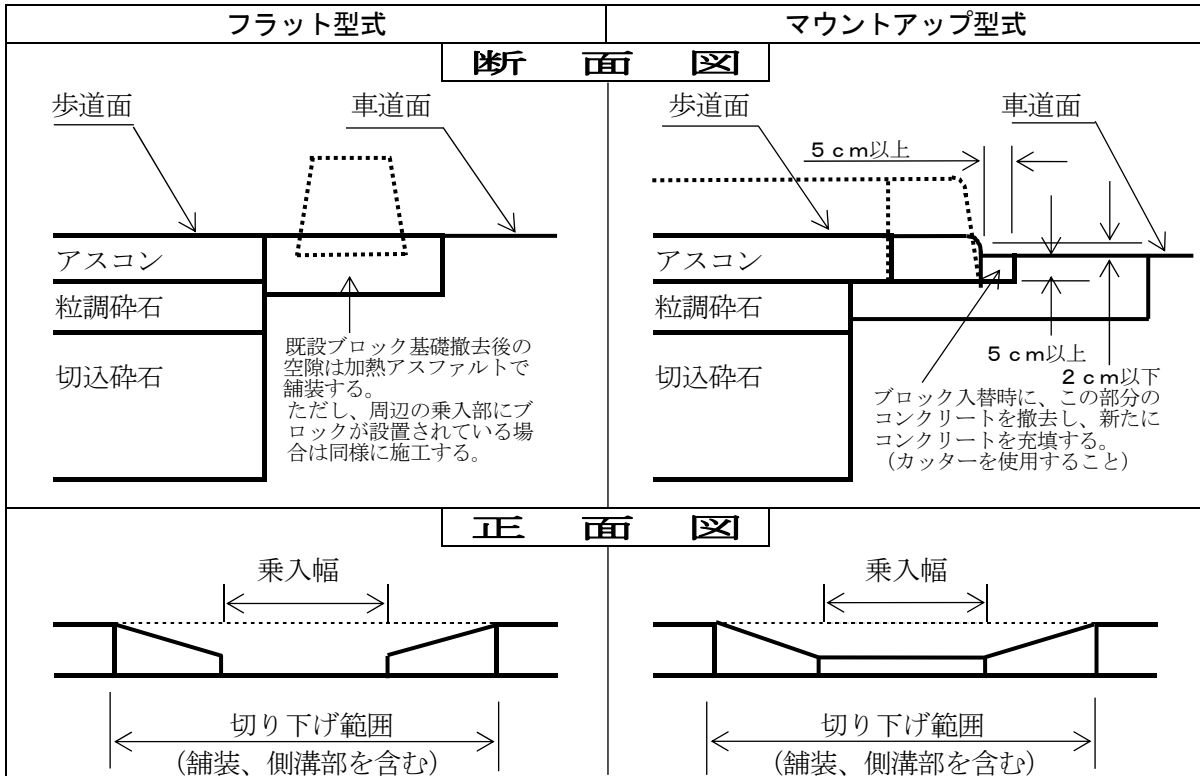


歩道切り下げ承認工事基準

令和6年4月1日 改正
伊勢崎市建設部道路管理課

1 説明図（破線は既設構造物の撤去部分を示す）



2 乗入規格表

型式	車種	乗入幅	用途
I種	乗用、小型貨物自動車 (3 t以下)	6 m以下 (4 m※ ¹)	一般住宅、乗用・小型貨物車が常時出入りする店舗、事務所、マンション等
II種	普通貨物自動車等 (6.5 t以下)	8 m以下	大型車の出入りが少ない店舗等
III種	大型及び中型貨物自動車等 (6.5 tを超えるもの)	12 m以下※ ²	長さ8 m以上の車両が出入りする工場、倉庫、ガソリンスタンド、大型店舗等

3 用途別基準

型式	舗装復旧厚				溝蓋・グレーチング	側溝
	密粒	粗粒	粒調	碎石		
I種	5 cm	—	10 cm	15 cm	T-14に交換	現状維持（蓋天端と道路面は同高） 車道対応になっていなければ交換
II種	5 cm	5 cm	10 cm	15 cm	撤去	T-25に交換 ボックスカルバート、自由勾配側溝、 横断側溝、集水桝設置※ ³
III種	5 cm	10 cm	10 cm	20 cm	撤去	

4 解説

本基準は原則を示したものであり、運用にあたっては個々の状況により対応する。

(1) 申請について

- 工事にかかる一切の費用については、申請者が負担すること。
- 歩道切り下げの用途（一般住宅、店舗、工場等）を確認し、申請書の目的欄に記入すること。
- 地元区長の意見書、利害関係者がいる場合は同意書を添付すること。
- 構造物の撤去・新設の状況がわかるよう、現況と計画の対照図を作成すること。
- 構造図にブロック類・基礎等の寸法を漏れなく記入すること。
- 申請にかかる施工（植樹柵の撤去、集水柵の移設等）は、全て図面に記入すること。なお、切り下げ範囲に植樹柵がある場合は、事前に相談すること。

(2) 切り下げについて

- 歩道は歩行者が車両から離れて安全に移動できる場所であるため、車両の乗入幅は必要と認められる範囲とする。
- ブロック類の形状は既設に合わせること。
- 交差点角（隅切がある場合はその角、横断歩道がある場合はその端部）から5m以上離すこと。
- 1利用地につき切り下げが2箇所以上必要な場合は、10m以上離すこと。ただし、敷地が複数の方向に接道している場合は別途考慮できる。
- 同一敷地内で不要となった既設の切り下げは一般部分の状態に復旧すること。
- 周辺の切り下げに反射式の安全対策をしていれば、同様に対策すること。
- 切り下げ範囲に、車道からの路面排水を受ける集水柵や集水口、排水管がある場合は、影響のない箇所へ移設または車道対応の構造にすること。
- ※¹ 連続して複数の利用地を切り下げする場合は、1利用地の乗入幅は最大4mとする。ただし、利用地と道路との接地幅が狭い場合には、必要と認められる幅までとする。
- ※² III種の乗入幅は配置図・軌跡図等の資料を申請に添付し、その必要幅までとする。

(3) 舗装、側溝、溝蓋について

- 歩道内の舗装、溝蓋は、車両通行を想定した構造でないため、車道対応とすること。ただし、溝蓋の耐荷重が満たされていると証明できれば、交換は求めない。
- 歩道内の側溝が車両通行を想定した構造でない場合は、車道対応とすること。
- 舗装復旧、溝蓋交換の範囲は、切り下げ範囲とする。なお、舗装は歩道全幅の復旧とする。（切り下げ範囲までは車両が乗入するものとする。）
- 既設の切り下げ範囲を広げた場合は、既設部分の表層を含めて舗装復旧すること。
- 既設の舗装が透水性の場合は同様とすること。
- 施工の状況により、やむを得ず近くの舗装をカットする場合は、影響を広げて復旧すること。舗装カットで区画線が消えてしまった場合は、これも復旧すること。
- 溝蓋はガタツキ防止の対策をすること。
- ※³ ボックスカルバート、自由勾配側溝を設置する場合、管理のため集水柵を両端に設けること。

(4) その他

- 工事完了届提出後に市へ引き継ぎとなるものとする。
- 市へ引き継ぎ後の瑕疵担保期間は最長10年間とする。
- この基準は令和6年4月1日から施行する。この基準の施行前に提出された承認工事申請書については、従前の基準による。